

変更概要表 R6.4.1

変更箇所		変更概要	変更後	変更前
P2	事業・手続き等一覧 1 結婚するとき・結婚したとき → (結婚式場利用補助)	結婚式場利用補助事業の説明文修正	食事付宿泊券の贈呈： 30,000円	食事付宿泊券の贈呈： 30,000円分
P2	事業・手続き等一覧 2 子どもが生まれたとき → (ベビー用品配付)	説明文の修正 (追加)	(ベビー用品配付) 出産費附加金・家族出産費附加金の給付を受けた組合員に、カタログギフトを配付 (<u>請求不要</u>)	(ベビー用品配付) 出産費附加金・家族出産費附加金の給付を受けた組合員に、カタログギフトを配付
P7	事業・手続き等一覧 12 保健・福祉事業を利用するとき ③～⑥	順番及び説明文の変更	③その他の事業を利用するとき ④施設等の利用補助を利用するとき 上記に伴う説明文の修正 (省略)	③その他の事業を利用するとき ④大阪支部が運営する宿泊施設を利用したいとき ⑤その他の施設等利用補助を受けたいとき ⑥長期組合員退職記念施設利用券の交付を受けたい時
I-5	掛金・負担金の額	令和6年4月1日現在の金額に時点修正	(本体の表を参照)	省略
II-1	組合員の資格取得手続き	R6.4以降の事務処理に合わせて全面修正		
II-2	異動報告	R6.4以降の事務処理に合わせて全面修正		
II	全体	誤字、表現、図、レイアウト、見出し等をより分かりやすくするため全体にわたって細部の修正 (ページ変更となる修正はしていません)		
III-5	(3) ベビー用品配付	ベビー用品配付の対象者についての記載の修正	ただし、 任意継続組合員 は対象外です。	ただし、 送付の時点で組合員の資格がない者、任意継続組合員 は対象外です。
III-20	育児休業手当金の給付上限額	R2.3.1～R2.7.31を削除 R2.8.1～R3.7.31を削除 R5.8.1～を追加	R3.8.1～R4.7.31 R4.8.1～R5.7.31 R5.8.1～	R2.3.1～R2.7.31 R2.8.1～R3.7.31 R3.8.1～R4.7.31 R4.8.1～
III-23	育児休業手当金の延長要件	延長要件③を追加	【延長要件③】を追加	記載なし
III-23 III-24	育児休業手当金の延長要件	延長要件④を追加	【延長要件④】を追加	記載なし
III-24	育児休業手当金の延長要件	延長要件⑤を追加	【延長要件⑤】を追加	記載なし
III-25	介護休業手当金の給付上限額	R2.3.1～R2.7.31を削除 R2.8.1～R3.7.31を削除 R5.8.1～を追加	R3.8.1～R4.7.31 R4.8.1～R5.7.31 R5.8.1～	R2.3.1～R2.7.31 R2.8.1～R3.7.31 R3.8.1～R4.7.31 R4.8.1～
IV-1	貸付事業について (表)	申込事由、添付書類等の修正 (追加)	(本体の表を参照)	省略
IV-3	注意事項等	任期を定めて任用される職員の具体例を修正	再任用組合員等 (臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など) の任期を定めて任用される職員	再任用フルタイム等の任期付職員 (一般組合員) や臨時的任用職員等の短期組合員

変更概要表 R6.4.1

変更箇所		変更概要	変更後	変更前
V-1	V 保健・福祉事業を利用するときの下記文章	不要箇所の削除	資格喪失後にご利用された場合（長期組合員退職記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。	資格喪失後にご利用された場合（結婚25周年、永年勤続及び長期組合員退職記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますので、ご注意ください。
V-1	(1)特定健診等事業、特定健康診査の備考	特定健診受診券の発送についての記載の修正	年度末年齢40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者あてに7月または10月頃に特定健康診査受診券を送付。	年度末年齢40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者あてに夏頃に特定健康診査受診券を送付。
V-1	(5)メンタルヘルス総合対策事業	復職支援事業 備考欄の修正	休業者、復職者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催	休業者、復職支援講座の開催
V-2	2 相談事業を利用するとき	大阪メンタルヘルス総合センター（OMC）による相談事業の修正	相談時間 近畿中央病院：月～金曜日 9時～17時 アウィーナ大阪：毎週水曜日14時～17時、 毎週土曜日 9時～17時 （祝日・年末年始を除く。）	相談時間 近畿中央病院：月～金曜日 9時～17時 アウィーナ大阪：水曜日（月2回）14時～17時、 毎週土曜日 9時～17時 （祝日・年末年始を除く。）
V-2	2 相談事業を利用するとき 教職員電話健康相談 女性医師電話相談 電話・面談メンタルヘルス相談 Web相談（こころの相談） 介護電話相談	相談事業のフリーダイヤルを削除 WEB相談のログイン番号を削除	相談先電話番号は組合員専用ページに掲載 ログイン番号は組合員専用ページに掲載	相談先電話番号：XXXXXXXXXXXX ログイン番号「783269」
V-2	2 相談事業を利用するとき	LINEによるメンタルヘルス相談[本部事業]を追加	LINEによるメンタルヘルス相談[本部事業] ID又はQRコード（組合員専用ページに掲載）から友達追加し、トーク画面で利用規約を確認のうえ、相談 毎週土・日・月 18時～22時（祝日・年末年始も含む）利用時間・回数：1日1回30～60分程度 自己負担額：無料 対象者：組合員	記入なし
V-2	3 その他の事業を利用するとき	ページ変更し、4 長期組合員退職記念施設利用券交付を表に追加	V-3に移動、長期組合員退職記念事業を表に追加	V-2 3 その他の事業を利用するとき V-3 4 長期組合員退職記念施設利用券交付
V-3	4 長期組合員退職記念施設利用券交付 事業内容概要	説明文の修正	事業内容概要： 条件に該当する方は、退職（資格喪失）までにご申請ください。	事業内容概要： 条件に該当する方は、退職（資格喪失）予定の年度中にご申請ください。

変更概要表 R6.4.1

変更箇所		変更概要	変更後	変更前
V-3	4 長期組合員退職記念施設利用券 対象者と申請期間	長期組合員退職記念事業の対象者と申請期間に一部 文言追加	対象者： 2. 申請時点で大阪支部 現職 の組合員資格を～ 申請期間： 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算 20 年未満の場合又は大阪支部 現職 の組合員資格～	対象者： 2. 申請時点で大阪支部 の 組合員資格を～ 申請期間： 退職年度時に公立学校共済組合加入期間が通算 20 年未満の 場合又は大阪支部 の 組合員資格～
V-3	4 長期組合員退職記念施設利用券 施設利用券の有効期間と利用範囲	文言の修正と追加	有効期限：発行日 から 1年間 利用範囲： ホテルアウィーナ大阪又は花のいえにおける宿泊、食事及びおせち料理購入 (おせち料理購入はホテルアウィーナ大阪のみ)で利用可能	有効期限：発行日 以降 1年間 利用範囲：利用施設での宿泊、食事及びおせち料理購入
V-3	4 長期組合員退職記念施設利用券 必要書類と掲載場所	必要書類のうち、返信用切手料金の修正 掲載場所の記載修正、掲載場所のQRコード追加	必要書類：返信用切手 定形50gの料金+簡易書留料金に相当する切手代 【R6.4月時点では返信用切手444円】 掲載場所： 公立学校共済組合大阪支部 検索 →大阪支部HP の手続きナビ内「厚生サービ スの手続き」→「その他の厚生サービス」→「長期組合員退職記念事業」→ 「申請方法」より、 QRコード追加	必要書類：返信用切手 414円分 掲載場所： HP の手続きナビ内「厚生サービスの手続き」→ 「厚生サービスを利用する」 →「その他の厚生サービス」 →「長期組合員退職記念事業」→「申請方法」より
V-4	5 施設等利用補助を利用するとき 宿泊利用補助 会食利用補助 会食利用補助（おせち補助）	令和6年度の補助内容に変更	令和6年度補助内容（詳細は省略）	令和5年度の補助内容
V-4	5 施設等利用補助を利用するとき 法要利用補助	備考欄の修正	ホテルアウィーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請書」に記入し、ホテル アウィーナ大阪へ組合員証を提示のうえ、申請書を提出 *申請書は大阪支部HPにも掲載 ※補助を利用するにはホテルアウィーナ大阪で供花等の注文が必要 ※組合員又はその2親等以内の親族が喪主を務める法要	○利用にはホテルアウィーナ大阪で供花等の注文が必要 ○ホテルアウィーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請 書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ組合員証を提示の うえ、申請書を提出 ※申請書は大阪支部HPにも掲載
V-5	宿泊利用補助券の利用・申請方法	令和6年度の補助内容に変更	令和6年度補助内容（詳細は省略）	令和5年度の補助内容
VI-1～4	退職に伴う手続き	非常勤職員の方への案内を追記し、現状の事務処理に合わせて全面修正		
VI-5	(2)年金の手続き	①表+事務処理案内を修正	(2)①②③の場合	(2)①②③④の場合
VI-6	【履歴書の作成】	上半分、原稿修正/下半分、一部修正		

変更概要表 R6.4.1

変更箇所		変更概要	変更後	変更前
VI-9	平均標準報酬月額	令和6年4月1日現在の金額に時点修正	410,000円	380,000円
VI-10	(6) 福祉事業について	利用可能 特定健康診査・特定保健指導の対象者修正	(年度末年齢40歳以上75歳未満の方)	(年度末年齢40歳以上の方のみ)
VI-10	(6) 福祉事業について	利用可能 相談事業	(無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿中央病院によるメンタルヘルス相談・セカンドオピニオン)	(無料法律相談、近畿中央病院(OMC)による相談)
VI	全体	誤字、表現、図、レイアウト、見出し等をより分かりやすくするため全体にわたって細部の修正(ページ変更となる修正はしていません)		
VII-1	ウ 長期給付の種類	(厚生年金)老齢厚生年金(内容)3行目	削除	(P93~参照)
VII-2	2 老齢厚生年金(1)、(2)イ	(1)※5 金額変更・(2)イ-3行目	支給開始年齢については、「受給権発生年齢一覧」を参照してください。	支給開始年齢については、93ページのとおりです。
VII-4	ウ 年金額の算出方法(ア)(イ)	令和6年度からの金額に修正	令和6年度4月現在	令和4年4月現在
VII-5	エ 加給年金について(ウ)(イ)、カ(ア)	令和6年度からの金額に修正	令和6年度4月現在	令和4年4月現在
VII-10	ク 障害基礎年金	令和6年度からの金額に修正	令和6年度4月現在	令和4年4月現在
VII-12	エ 【中高齢寡婦加算】、カ 遺族基礎年金	令和6年度からの金額に修正	令和6年度4月現在	令和4年4月現在
VII-13	(1)ワンストップサービス	5行目 文字修正	~実施機関で手続きする~	~実施機関に請求する~
VII-14	(5)年金受給者が再就職をした場合	令和6年度からの金額に修正	令和6年度4月現在	令和4年4月現在
VII-16	イ 3歳未満の子を養育しなくなった場合	最終行 口内の様式案内の変更	*申出書の様式は、大阪支部ホームページからダウンロードできます。	(HPリンク先の案内)
IX	各種保険制度の紹介	1 福祉保険制度の説明文修正	「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」は、 公立学校 共済組合独自の保険制度です。	「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」は、共済組合独自の保険制度です。
IX	各種保険制度の紹介	福祉保険制度のホームページアドレスの修正	https://www.group-welfare-my.jp/kouritu/	https://www.group-welfare.jp/kouritu/
IX	各種保険制度の紹介	アイリスプランのホームページアドレスの修正	https://www.kyosyokuinzaidan.jp	https://www.kyosyokuinzaidan.jp/jigyo/j05irisplan.html